# 第3次 米子市男女共同参画推進計画



米子市のイメージキャラクター「ヨネギーズ」

平成 30 (2018) 年 米 子 市

# はじめに

近年、少子高齢化や人口減少の進行による家族形態やライフスタイルの多様化、長時間 労働等を背景とした働き方をめぐる問題など社会を取り巻く環境の変化が進んできている中で、私たちの住んでいる地域を活気あるものとして持続的に発展させていくためには、地域に住むすべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮して、支え合って暮らしていくことができる男女共同参画社会を創造していくことが求められております。

米子市では、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、また 平成22(2010)年には「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、さらに平成25 (2013)年には「第2次米子市男女共同参画推進計画」を策定して、男女共同参画社 会の実現に向けた取組を進めてまいりました。しかし、家庭や職場、地域などでは、いま だに性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習などが根強く残っています。

こうした状況の中で、昨今の社会情勢の変化などを踏まえ、これまでの男女共同参画に 対する取組を引き継ぎながらも、更なる推進を図っていくために「第3次米子市男女共同 参画推進計画」を策定しました。

今後は本計画に基づいて施策を推進してまいりますが、男女共同参画は社会の中であらゆる分野、とりわけ現代社会が直面している様々な問題に密接に関係していることから、市民や事業者、関係団体などの皆様とともに力を合わせて取組を進めていくことが必要となりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました米子市男女共同 参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをお寄せいただきました皆様に対 しまして、心から感謝を申し上げます。

平成30(2018)年3月

米子市長 伊木隆司

# 目 次

計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の目標	3
6 計画の基本テーマ	3
7 計画の推進	4
計画の体系	6
計画の内容	7
基本テーマ I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	
重点目標1 様々な分野での男女共同参画の意識啓発	7
基本施策1 一般市民啓発	9
基本施策2 行政職員の人材育成	10
基本施策3 国際交流の推進	10
重点目標2 子どもたちに対する教育現場等での取組	11
基本施策4 保育所・幼稚園等、小・中学校での取組	12
基本施策5 青少年教育の充実	13
基本施策6 教職員、PTA等に対する研修の充実	13
重点目標3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	14
基本施策7 審議会等での参画の推進	15
基本施策8 女性の人材育成	15
基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	
重点目標1 支援を必要としている人に対する環境整備	16
基本施策9 高齢者への支援	18
基本施策10 障がい者への支援	18

基本施策11 外国人居住者への支援	19
基本施策12 ひとり親家庭への支援	19
重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶	20
基本施策13 DV被害者への支援及び防止啓発	22
基本施策14 職場等におけるハラスメント対策	23
重点目標3 生涯にわたる男女の健康支援	24
基本施策15 健康の保持増進に関する支援	25
基本施策16 妊娠・出産に関わる健康支援	25
基本施策17 学校教育における健康学習	26
基本テーマⅢ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
重点目標1 家庭における男女共同参画の推進	27
基本施策18 家事・育児への男性の参画推進	29
基本施策19 子育て支援、保育サービスの充実	29
重点目標2 職場における男女共同参画の推進	30
基本施策20 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 …	32
基本施策21 男性の育児休業取得促進	32
基本施策22 女性の経営参画推進及び起業・再就職支援	33
重点目標3 地域における男女共同参画の推進	34
基本施策23 地域活動・まちづくり等における参画	35
基本施策24 防災・復興分野における参画	36
第3次米子市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧	37
おり 久木 」 中ガス 六円 参画 住 医 同 医 に 保 る 数 他 日 惊 見	31
関係法令	
Text National Te	
〇男女共同参画社会基本法	41
〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	44
〇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
〇米子市男女共同参画推進条例	55

# 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

米子市では、男女共同参画社会\*の実現を目指して、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、5年後の平成20(2008)年にその一部を改正し、様々な取組を進めてきました。そして、平成22(2010)年に「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には、「第2次米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や男女の不平等感は、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場面において、依然として根強く残っています。また少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など社会情勢も変化しています。さらに、様々な形態の人権侵害も存在しているなど、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を発揮して自分らしく生きることができる社会の実現には、いまだに解決すべき多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえて、これまでの取組を検証し、社会情勢の変化にも対応しながら、 男女共同参画社会の実現に向けて一層の推進を図るために、「第3次米子市男女共同参画 推進計画」を策定しました。男女共同参画社会が実現すれば、それぞれの個人がかけがえ のない人間として尊重され、この社会の中で生きる喜びを持つことができるという考えは、 「米子市男女共同参画推進計画」および「第2次米子市男女共同参画推進計画」から一貫 して変わりありません。この「第3次米子市男女共同参画推進計画」では、そうした理想 にさらに一歩、二歩近づくために、具体的な取組を再考し示すものです。

**※男女共同参画社会**:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動 に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、か つ、共に責任を担うべき社会。

# 2 計画の位置づけ

- 〇この計画は、「米子市男女共同参画推進条例」第10条第1項に規定された計画であり、 条例に定められた基本理念にのっとり、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共 同参画施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものであり、「男女共同参画 社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- 〇この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」を包含するものです。
- 〇この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6条第2項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の 推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」を包含するものです。

#### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5 年間とします。

#### 4 計画の基本理念

米子市では、「米子市男女共同参画推進条例」において、6つの基本理念を掲げていま す。この条例の基本理念は男女共同参画社会\*の実現に向けた基本的な考え方や方向性を 示していることから、その内容を本計画の基本理念とします。

- (1) 一人ひとりの人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあら ゆる差別的取扱いを受けないこと
- (2) 誰もが、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと
- (3)誰もが、性別にかかわりなく多様な生き方を選択することができ、個人として能力 を発揮する機会が確保されること
- (4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社 会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること
- (5)誰もが、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案 及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- (6)誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割 を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動と を両立して行うことができること

※男女共同参画社会: 1ページ参照

## 5 計画の目標

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会\*の実現を目指して、この計画の目標を次のとおりとします。

# 一人ひとりが自分らしく 個性と能力を発揮できるまち

# 6 計画の基本テーマ

計画の基本理念に基づき、米子市の男女共同参画施策を体系的に推進するため、全体計画を基本となる3つのテーマごとにまとめています。

# 【基本テーマI】男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

男女共同参画について正しく理解し、家庭や職場、地域などにおいて性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる環境づくりを推進します。

重点目標1 様々な分野での男女共同参画の意識啓発

重点目標2 子どもたちに対する教育現場等での取組

重点目標3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

#### 【基本テーマⅡ】誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

様々な立場の人権に配慮して、誰もが安全・安心に暮らせるよう、あらゆる形態の暴力を根絶し、また様々な困難を抱えている人々への支援や誰もが生涯健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

重点目標1 支援を必要としている人に対する環境整備

重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標3 生涯にわたる男女の健康支援

※男女共同参画社会: 1ページ参照

3

# 【基本テーマⅢ】あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が互いに助け合いながら、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを図りつつ、 家庭や職場、地域などあらゆる場面に参画し、能力を発揮して活躍できる環境づくりを 推進します。

重点目標1 家庭における男女共同参画の推進 重点目標2 職場における男女共同参画の推進 重点目標3 地域における男女共同参画の推進

※基本テーマⅠの重点目標3および基本テーマⅢの重点目標1、2を「女性活躍推進法」に基づく 市町村推進計画として位置づけます。

※基本テーマⅡの重点目標2を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

## 7 計画の推進

#### (1) 推進体制の整備

#### 〇米子市男女共同参画推進審議会

米子市男女共同参画推進計画の策定、男女共同参画に関する施策の推進およびその 他の重要事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進条例第19条の規定に基 づき設置された附属機関です。

#### 〇庁内推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための総合調整機 関として、米子市人権施策推進会議を設置しています。これは、市長以下部長級以上 の職員で構成する、米子市の人権施策の最高意思決定機関であり、毎年度の男女共同 参画推進計画の実施状況の審議を行います。

## (2) 市民・事業者等との協働と連携

本計画を総合的・効果的に推進するため、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を果 たしながら、互いに協働するとともに、男女共同参画社会\*の実現に向けて、相互に連 携を図ります。

※男女共同参画社会: 1ページ参照

# 【市の役割】

- 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的に実施します。
- ・市民や事業者等、国、県などとの協働・連携に努めます。

#### 【市民の役割】

- ・男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、地域などで自主的に男女共同参画 の推進に努めます。
- 市が実施する施策に協力するよう努めます。

# 【事業者等の役割】

- 事業活動等において、男女共同参画について理解を深め、就業環境の整備等に努めます。
- 市が実施する施策に協力するよう努めます。

市 民 と は … 市内に居住している人だけでなく、市内にある事業所や学校に通勤、通学している人 を含みます。

事業者等とは… 民間企業、自営業者、公的機関、各種団体、ボランティア団体、事業活動を行うあらゆる個人・法人、自治会、PTA等が含まれます。

## (3) 国・県等関係機関との連携

本計画の効果的な推進を図るため、国や県および他の自治体、関係機関との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

#### (4)計画の進行管理

毎年度ごとに本計画の実施状況の進行管理と施策の評価を行います。そして、その結果を米子市男女共同参画推進審議会および米子市人権施策推進会議に報告して審議を受け、公表します。

# 計画の体系

 計画の	基本テーマ	重点目標	基本施策
目標			1 一般市民啓発
		1 様々な分野での男女 共同参画の意識啓発	2 行政職員の人材育成
			3 国際交流の推進
_	I 男女共同参画社 会の実現に向け		4 保育所・幼稚園等、小・中学校での取組
人	た環境づくり	2 子どもたちに対する 教育現場等での取組	5 青少年教育の充実
人ひとりが自分らしく			6 教職員、PTA等に対する研修の充実
り		   3 政策・方針決定過程   への男女共同参画の	7 審議会等での参画の推進
が		推進	8 女性の人材育成
目     分			9 高齢者への支援
<sup>2</sup> 5		   1 支援を必要として   いる人に対する	10 障がい者への支援
し		環境整備	11 外国人居住者への支援
`	Ⅱ 誰もが健康で安		12 ひとり親家庭への支援
個	心して暮らせる 社会づくり	2 男女間のあらゆる	13 DV被害者への支援及び防止啓発
性と能		暴力の根絶	14 職場等におけるハラスメント対策
能			15 健康の保持増進に関する支援
ーカー		3 生涯にわたる男女の 健康支援	16 妊娠・出産に関わる健康支援
を 発			17 学校教育における健康学習
揮		1 家庭における	18 家事・育児への男性の参画推進
でしまし		男女共同参画の推進	19 子育て支援、保育サービスの充実
る	Ⅲ あらゆる分野に おける男女共同		20 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
できるまち	参画の推進	2 職場における 男女共同参画の推進	21 男性の育児休業取得促進
			22 女性の経営参画推進及び起業・再就職支援
		3 地域における	23 地域活動・まちづくり等における参画
		男女共同参画の推進	24 防災・復興分野における参画

<sup>※「</sup>女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画に該当する施策は、基本施策7,8および18~22となります。 「DV防止法」に基づく市町村基本計画に該当する施策は、基本施策13,14となります。

# 計画の内容

# 基本テーマ I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

重点目標1 様々な分野での男女共同参画の意識啓発

#### 〔現状と課題〕

男女共同参画社会\*\*を実現する上で大きな障害になっているのが、人それぞれの個性や 多様性を否定するような考えです。特に、「男だから、女だから」と性別に基づいて役割 を固定したり行動や選択を制限するといった、性別による固定的な役割分担意識はいまだ に根強く残っています。

平成28年度に実施した「米子市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、男女平等についての意識において、「家庭生活」「職場」「社会的慣習・しきたり」「地域社会」「政治の場」といった領域で「男性優遇」という回答が多くなっています。

これらの結果を見ると、様々な場面で依然として男女平等が進んでいないのが現状で、こうした状況を解消するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、性別に関わりなく個性や能力を発揮することができるように、わかりやすい意識啓発を行っていくことが重要です。

また、施策を推進するにあたっては、性的マイノリティ\*の人々の人権尊重の観点から、 性の多様性についての理解と認識が得られるように取り組んでいく必要もあります。

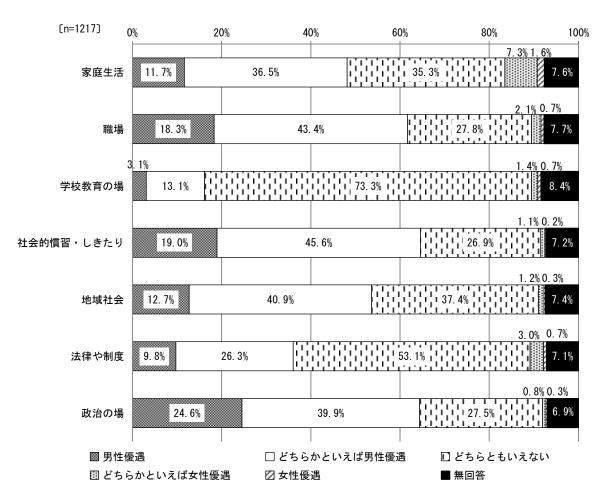
一方で、男女共同参画社会の実現に向けては、市民の生活、福祉、権利等を保障する業務を担う行政職員の意識改革も必要で、職員一人ひとりが男女共同参画推進条例に定める市の責務を十分に理解し、人権尊重と男女共同参画の視点に立って業務を遂行していく必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現にとって国際社会を視野に入れた取組も重要です。異なる文化や価値観を持つ者同士が互いに相手を尊重しあい共生を実現していこうとする国際社会は、男女共同参画社会が目指すものと共通しており、国際交流を推進していくことの意義はこの点にあります。国際交流を通して、男女が対等に協力しあうことの大切さがさらに広く理解されるように施策を推進していくことが必要とされます。

※男女共同参画社会: 1ページ参照

**※性的マイノリティ**:性的少数者ともいう。代表的なものとしては、同性愛者、両性愛者、体の性と心の性が一致 していない状態にある者などがあげられる。

## ●男女平等についての意識



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策 1 一般市民啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担意識の解消や誰もが個性や能力を十分発揮できる社会づくりなどの必要性を正しく理解して認識を深めるよう、様々な機会を通じてわかりやすい啓発や広報、学習機会の提供を行います。

取組内容	担当課
米子市男女共同参画センター(かぶりあ)を男女共同参画推進のための拠点として、各種講座・イベントの開催や幅広い情報と学習機会の提供を行います。	男女共同参画推進課
男女共同参画に関する標語などを募集し、広報よなご等に掲載します。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する各種講演会、研修会等への参加、協力、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
人権学習講座、隣保館講座などで、男女共同参画に関する講座等を行います。	人権政策課
自治会単位で開催される人権教育地域懇談会において様々な人権問題を扱う中で、男女共同参画について学習する機会を設けます。	人権政策課
米子市人権施策推進プランに基づき、性的マイノリティ <sup>※</sup> について正しい理解と認識が得られるよう啓発を推進します。	人権政策課
広報よなごに様々な人権分野に関しての特集記事を掲載する中で、男女共同参画に関する 記事も掲載します。	人権政策課
米子人生大学等の生涯学習講座や公民館での社会教育講座(公民館大学等)において、男女共同参画の視点を盛り込んだ講座を開催します。	生涯学習課

# 基本施策 2 行政職員の人材育成

職員一人ひとりが人権意識や男女共同参画の視点を持ち、固定観念にとらわれることなく多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応して業務を遂行していくことができるよう、各種研修等を通して人材育成に努めます。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市職員人材育成基本方針に基づき、高い人権意識と男女共同参画の意識を持ち、市民 の立場に立って仕事ができる職員の人材育成に努めます。	職員課
米子市職員人権問題研修基本方針・基本計画に基づいた計画的、体系的な分野別職員研修 を行い、男女共同参画についても研修します。	職員課
人権行政推進者養成講座を行い、男女共同参画をはじめ様々な人権問題の解決と人権の視点に基づく職務の遂行に向け、米子市行政全体において推進的な立場となる職員を養成します。	職員課
人権教育地域懇談会助言者養成講座を開催し、助言者を養成します。	人権政策課

# 基本施策3 国際交流の推進

異なる文化や価値観を理解し尊重する視点を持つとともに、国際感覚を育む学習機会の 提供に努めます。また、子どもたちに対しても学校教育の場を通じて国際交流への意識の 醸成を図り、こうした国際交流を通して、男女共同参画社会\*の意義についての理解がさ らに広まるよう努めます。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
子どもたちは学校の授業において、外国の生活・文化などに親しむ機会を持ちます。	学校教育課
小・中学生や一般市民が外国の文化、生活などに触れる機会として、小・中学校や公民館等で国際理解講座を開催します。	地域振興課 生涯学習課
市民向けに外国語講座を開催します。	地域振興課
友好都市、姉妹都市との交流事業を推進します。	地域振興課
国際交流に関する講座・イベントを開催したり、他団体等主催の国際交流イベントの紹介、情報提供等を行います。	地域振興課

※男女共同参画社会: 1ページ参照

# 基本テーマ I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

# 重点目標2 子どもたちに対する教育現場等での取組

#### 〔現状と課題〕

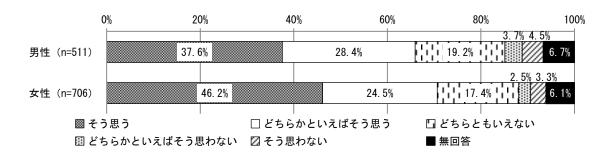
男女共同参画の視点に立った子どもたちに対する教育は、男女共同参画社会\*の形成を促進していく上で特に重要です。男女共同参画社会とは、誰もがお互いの人権や個性を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会ですが、男女平等についての意識や価値観は幼少期からの家庭や学校、地域における生活環境などに大きく影響されるため、幼児教育や学校教育における取組に力を入れることが求められます。

「意識調査」の結果によると、学校教育の場においては「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく「どちらともいえない」と感じている人の割合が7割を超えており、これは家庭生活や職場、地域社会などと比較すると高い割合となっています。また、男女のあり方についての考え方においては、「性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ」と感じている人の割合もおよそ7割となっています。しかし一方では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と感じている人の割合も比較的高くなっています。

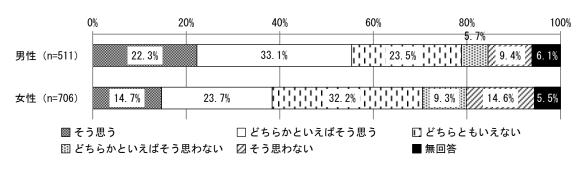
教職員や保育士、PTAや保護者など教育に関わる者が、無意識のうちに性別に関わる 役割分担意識を植え付けてしまわないように、効果的で継続的な啓発や研修の実施が必要 となります。

将来を担う子どもたちが、人権や男女共同参画に対する意識を育てられる教育に触れることができるように、また、自らを大切にするとともに、同じように他者のことも大切に思えるような、社会の中で生きていく力を育んでいくことができるように、学校や家庭、地域社会が連携して取組を推進する必要があります。

#### ●性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ



## ●男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策4 保育所・幼稚園等、小・中学校での取組

子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から平等意識や男女 共同参画の理解を促進するとともに、様々な学習の中で、家庭や家事、社会生活について 考える機会を提供します。

取組内容	担当課
保育所・幼稚園等で男女の序列のない男女平等意識を育てる保育や教育を推進します。	子育て支援課
米子市人権教育推進プランに基づく男女共生に関する教育を行います。	学校教育課
生活科、家庭科、学級活動、道徳の時間等で、家庭での仕事などについて話し合います。	学校教育課
中学生は、職場体験学習において様々な仕事を体験し、自分の将来の仕事について考える機会を持ちます。その中で、保育所・幼稚園等での保育実習において乳幼児と触れ合う体験をします。	学校教育課

# 基本施策 5 青少年教育の充実

将来の男女共同参画社会\*の担い手となる青少年が、自らの人生を主体的に創造し、また、お互いの多様な生き方を尊重しつつ個性と能力を発揮して活躍していけるように、市と学校、家庭、地域がそれぞれ連携し、社会全体で青少年を育成する体制を推進します。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
青少年の健全育成のために、関係機関と連携しながら、少年育成センターや青少年育成米 子市民会議の活動の充実を図ります。	子育て支援課
子ども同士の交流、子どもと地域の人々との交流を深める子ども会の活動や、世代間の交流等を支援します。	子育て支援課
新成人を中心とした実行委員会を組織し、男女が共に自分たちで成人式の運営を行います。また、政治参加意識を高めるため、成人式参加者に選挙に関するリーフレットを配布 します。	生涯学習課
「社会を明るくする運動」で少年育成野球大会を開催します。	人権政策課

# 基本施策6 教職員、PTA等に対する研修の充実

教職員等は、様々な人権課題や男女共同参画に関する研修等を受講し、指導者としての 資質向上を図ります。また、学校と家庭、地域社会を結ぶPTAは主体的に人権や男女共 同参画の視点での学習機会の提供を行います。

# (具体的な取組)

取組内容	担当課
学校教職員は、様々な人権課題の中で、男女共同参画に関する研修も受講し、指導者としての意識を高めます。	学校教育課
人権教育参観日を開催し、子どもと保護者が共に人権に関する学習をします。	学校教育課
小・中学校において、保護者等を対象としたPTA子育て講座を行います。	子育て支援課
保育所・幼稚園等の職員・教員やPTAは、人権保育研修、男女共同参画に関する研修等を受講します。	子育て支援課 人権政策課
小・中学校、地域、PTA等が連携して、合同人権教育研修会や人権講演会を開催します。	人権政策課

※男女共同参画社会: 1ページ参照

# 基本テーマ I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

# 重点目標3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

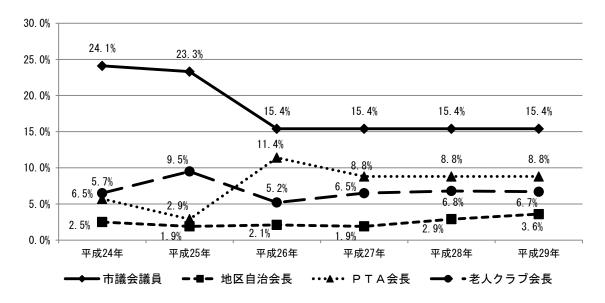
#### 〔現状と課題〕

現代では、少子高齢化の進行や経済情勢の変化により、地域社会における課題は複雑で多様化していますが、それらの課題に対応し、社会のあらゆる分野が将来的に発展していくためには、政策や方針決定の過程において、男女が社会の対等な構成員として、共同して参画していくことが求められます。

しかしながら、「意識調査」によると、職場の現状としては「管理職は男性が多い」と感じている割合が 57.2%、また地域の現状としては「地域活動ではリーダーは男性で、女性は補助的な役割になる」と感じている割合が 56.3%となっており、依然として男性中心の固定的な役割分担意識が根強く残り、女性が補助的な地位にとどまっているという傾向が見られます。

こうした現状を改善し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、女性がその能力を十分発揮できて参画しやすい環境を整備していくとともに、女性の自主的な意欲を引き出し、自らの意思で政策や方針の決定領域に参画することへの意識を高めていくことが必要です。

# ●米子市における市議会議員、地区自治会長、PTA会長、老人クラブ会長の女性の割合



[米子市男女共同参画推進課調查]

# 基本施策7 審議会等での参画の推進

多様な視点での幅広い意見を取り入れて審議会や委員会等をさらに活性化するために、 女性の委員を積極的に登用して、男女それぞれの様々な意思が反映できるような審議会等 の構成を推進します。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
審議会や委員会等附属機関の委員の任命、委嘱に当たっては女性の登用を促進し、政策や 方針の決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	男女共同参画推進課職員課
各分野で活躍している女性を米子市女性人材バンクに登録し、審議会等委員の人選に際し 推薦することで、女性がその能力を発揮することができる機会を提供します。	男女共同参画推進課

# 基本施策8 女性の人材育成

女性自身がそれぞれの持っている個性や能力を発揮して、自らの意思で、積極的に意思 決定の領域に参画していくことができるような環境を整えるとともに、学習機会の提供を 行います。

取組内容	担当課
女性団体が取り組む、男女共同参画推進のための研修会、女性大会、女性の人材育成などの様々な活動を支援します。	生涯学習課男女共同参画推進課
女性リーダー研修、女性の能力開発やスキルアップを図る講座等を開催します。また、関係機関等が主催するセミナーやリーダー研修等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
地域、政治、行政、教育等、様々な分野において、女性が意思決定の場に参画していくよう、広く啓発を行います。	男女共同参画推進課

# 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

# 重点目標1 支援を必要としている人に対する環境整備

#### 〔現状と課題〕

単身世帯やひとり親世帯の増加、少子高齢化など社会や経済情勢の急激な変化などにより、生活上の困難を抱え支援を必要としている人が増えています。こうした人たちに対しては多面的な支援を必要とされる場合も多くあります。

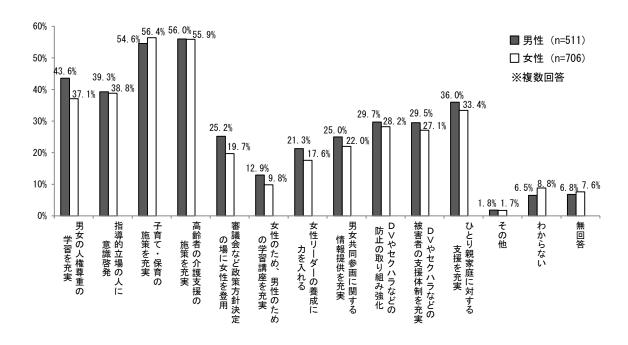
男女共同参画社会\*の実現のためには、様々な支援を必要としている状況に置かれている人々の人権が尊重され、一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていける環境整備を進めていくことが必要です。

「意識調査」の結果によると、米子市が今後力を注ぐべきことは何かという問いに対して、「高齢者の介護支援に関する施策を充実させる」と回答した人の割合が男性、女性とも高くなっています。また、「ひとり親家庭に対する支援を充実させる」と回答した人の割合も比較的高くなっており、高齢者やひとり親に対する社会的支援をさらに充実させることが求められています。

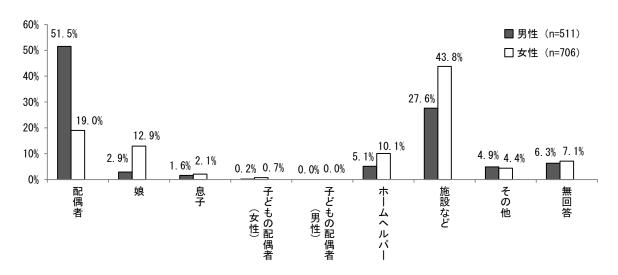
一方、障がいのある人や外国人の中には生活に不便を感じていたり、差別や偏見などに 悩んでいるなど、複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が地域でより快適で安心・安全に暮らしていくために、様々な困難や不安を抱えている人が自立して充実した生活を送ることができるよう、行政と関係機関、地域団体などが連携して、それぞれの状況に応じた支援体制を整備していくことが必要とされます。

## ●米子市が今後力を注ぐべきこと



# ●介護が必要になった場合に誰に介護してもらいたいか



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策 9 高齢者への支援

高齢者が地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して元気に暮らしていけるように、地区の民生委員や地域包括支援センターなどと連携して、高齢者の生活を支える環境整備を行い、その生活を支援します。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
男性も介護に積極的に参加し、家族皆で介護について考えるよう、意識啓発を行います。 また、高齢者、介護問題、認知症などに関する研修会や講座、家族介護教室等の開催や情 報提供等を行います。	長寿社会課男女共同参画推進課
要介護状態に陥らないために各種介護予防サービスを行います。	長寿社会課
老人憩いの家や老人福祉センター等で各種趣味の講座を開催し、教養やレクリエーション を通じて高齢者の心身の健康増進を図ります。	長寿社会課
認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進を 図ります。	長寿社会課
高齢者実態調査を行い、独居高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況や身体状況の把握に努めます。	長寿社会課
高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの活動について支援 します。	長寿社会課

# 基本施策10 障がい者への支援

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある人が地域 社会の一員として自立して生活できるように、各種福祉サービスの提供や支援を行います。

取組内容	担当課
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉サービスの提供 および相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
障がい者支援施設への援助を行います。また、施設に入所している障がい者が地域生活へ の移行に向けて、生活訓練、就労訓練等を受ける活動を支援します。	障がい者支援課
障がい者が生活しやすい環境整備を促進するため研修会等を開催します。	障がい者支援課 人権政策課 男女共同参画推進課
障がい者同士、また一般の人との交流を図る催し等を開催します。	障がい者支援課
障がい者の社会参加を図り、就労の機会を提供し、「福祉の店」などの活動を支援します。	障がい者支援課
各種障がい者スポーツ大会への支援を行います。	障がい者支援課
障がい者世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

# 基本施策11 外国人居住者への支援

在住外国人に対して、必要な情報の提供や相談体制を整備することにより、生活上の不安を解消し、安心して暮らしていけるよう支援します。

# (具体的な取組)

取組内容	担当課
市役所窓口や小学校等で、国際交流員等が通訳支援などを行います。	地域振興課
外国人の生活一般相談や日本語教室等を行っている(公財)鳥取県国際交流財団の紹介、 情報提供等を行います。	地域振興課 人権政策課
隣保館等で識字・日本語教室や生活相談を行います。	人権政策課
人権教育推進員等支援員を学校に派遣し外国人生徒への学習支援を行います。	学校教育課
言葉や生活に不安のある外国人が安心して在住できるよう、防災面での支援を行います。	防災安全課
母子健康手帳の外国語版を発行します。	健康対策課
外国人無年金者に対して高齢者特別給付金を支給します。	長寿社会課

# 基本施策12 ひとり親家庭への支援

生活上困窮な状況に陥りやすいひとり親家庭が自立して安心して暮らせるように、生活支援、就業支援など状況に応じた支援体制の充実を図ります。

取組内容	担当課
母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家族の相談に応じます。	子育て支援課
ひとり親家庭の生活安定のため福祉資金の貸付を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するための訓練期間、経済的な負担軽減を図るため給付金を支給します。	子育て支援課
一時的に子育てや生活支援が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、家事・保育・介護等の支援を行います。	子育て支援課
母子生活支援施設を提供し、生活の自立に向けて支援します。	こども相談課
ひとり親世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

# 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

# 重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### 〔現状と課題〕

ドメスティック・バイオレンス(DV)\*、性犯罪、売買春、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント\*等、あらゆる暴力は人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会\*を形成していく上で克服すべき重要な課題です。その中でもDVに関しては、「DV防止法」が制定されるなど根絶すべき最重要課題のひとつとされています。

「意識調査」の結果によると、「DVの被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が2.9%、女性が10.5%で、「セクシャル・ハラスメント(セクハラ)\*の被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が1.2%、女性が11.3%となっており、被害者の多くは女性が占めている状況にあります。また、実際に被害にあったり身近なところで被害に直面したりした人が、それを相談したりするケースは増加しつつありますが、依然としておよそ3人に1人は誰にも相談していない現状もあります。

あらゆる暴力は被害者本人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、絶対に許されないということを市民一人ひとりに認識してもらうとともに、関係機関との連携による支援体制の整備やより相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

#### ● D V、セクハラの経験・認知

		しての経	加書有と	害を受け た人がい	被害者から相談さ	経験・見 聞きは いが、 内 容 はいる	いたこと はある が、内容	言葉自体 知らな い、聞い たこと ない	無回答
DV	男性	2. 9%	1.8%	6.3%	4. 5%	73.6%	8.6%	1. 6%	5. 7%
	女性	10. 5%	0.6%	8.6%	5. 7%	65.3%	5.8%	1. 3%	7. 2%
セクハラ	男性	1. 2%	1.4%	5. 1%	3. 1%	80. 2%	6.5%	1. 2%	4. 9%
	女性	11.3%	0.3%	4.8%	1.8%	70.8%	6. 7%	0.8%	6. 1%

男性 (n=511) 女性 (n=706) ※複数回答

[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

**※ドメスティック・バイオレンス(DV)**:配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

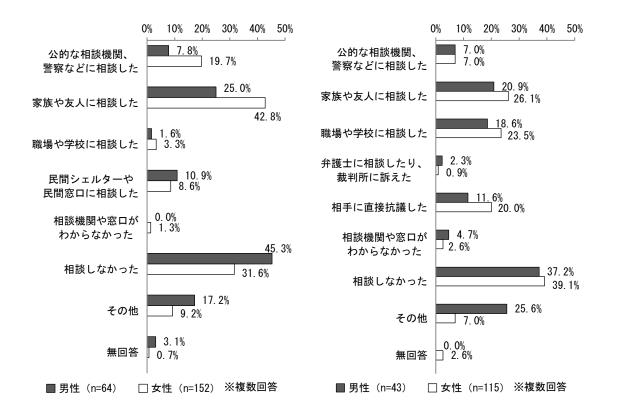
**※ハラスメント**:特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な 損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳のない行為の一般的総称。

※男女共同参画社会: 1ページ参照

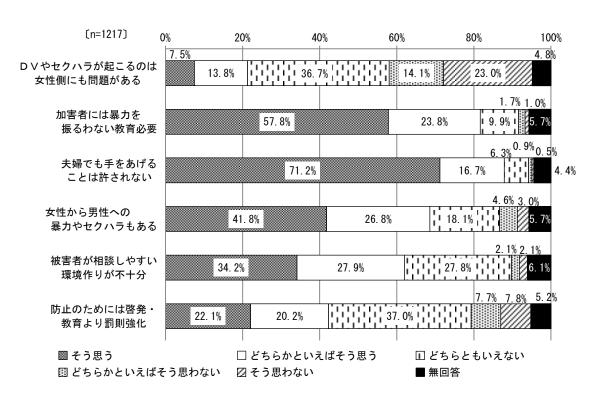
**※セクシャル・ハラスメント(セクハラ)**: 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

#### ● D V に対する相談先

#### ●セクハラに対する対応



#### DV、セクハラに対する考え方



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策13 DV被害者への支援及び防止啓発

様々な機会を通じて、DVの予防と根絶に向けた啓発活動を推進します。そして、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して被害者に対する支援を行います。また、将来の被害者・加害者をつくらないために、若い世代に対してもあらゆる暴力に対する予防啓発を行います。

取組内容	担当課
市の相談窓口に専門の婦人相談員を配置し、県などの関係機関や庁内関係課と連携して、被害者支援に努めます。	こども相談課
被害者家庭に対して住宅支援、健康保険に関する支援、子どもの就学支援を行います。	住宅政策課 保険課 学校教育課 こども相談課
DVに関する講座等の開催や広報よなごへの記事掲載など、男女の人権尊重に関する意識 啓発を行います。また、県と連携して若い世代に対する予防教育・啓発に努めます。	こども相談課 男女共同参画推進課 人権政策課
県などの関係機関が開催する各種研修会等へ参加し、情報交換等を行います。	こども相談課 男女共同参画推進課 人権政策課
DV加害者に対しては、相談窓口の周知を図るとともに、暴力防止につながる対応を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課

# 基本施策14 職場等におけるハラスメント対策

職場等において誰もが安心して働くことができるように、セクハラをはじめ、パワー・ハラスメント\*\*やマタニティ・ハラスメント\*\*等の防止に向けた各種啓発や情報提供を行います。

# (具体的な取組)

取組内容	担当課
職場等におけるハラスメント <sup>※</sup> の防止を広く啓発し、一般や市職員に研修会等を開催します。	職員課男女共同参画推進課
鳥取労働局・鳥取県労働委員会などの相談窓口や相談会開催日などについてチラシ・パンフレット等で情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課
関係機関の主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	職員課男女共同参画推進課

**※パワー・ハラスメント**:同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為。

**※マタニティ・ハラスメント**:妊娠・出産・育児休暇取得などを理由に、職場で嫌がらせを受けたり、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを受けること。

※ハラスメント: 20ページ参照

# 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

# 重点目標3 生涯にわたる男女の健康支援

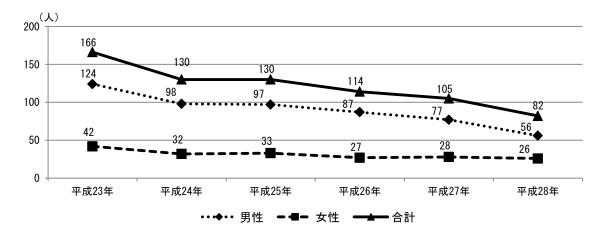
## 〔現状と課題〕

すべての人が、その個性と能力を発揮して、いきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、男女がお互いの身体的性差を十分理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが必要です。

特に女性は妊娠や出産の可能性があるほか、思春期や更年期、高齢期など人生のライフステージにおいて、男性とは異なる健康問題に直面することがあります。一方、男性にとってもメンタルヘルスの問題においては、鳥取県で男性の自殺者数が女性のそれよりもおよそ2~3倍で推移しているということで、男性優位といわれていても、男性が必ずしも生きやすい社会といえる現状ではありません。また、偏った食生活や運動不足などが要因と考えられる生活習慣病も増加しています。

生涯を通じて、心身ともに健康に過ごすためには、日頃からの健康維持、増進、管理が大切であり、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実、そして健康の保持・増進に向けた取組を推進することが求められます。また、健康の大切さや病気の予防などについて、子どもの頃から学ぶことは重要で、健康に関する正しい知識を身につけるためにも、学校などでの健康教育を充実させることが必要です。

#### ●鳥取県における自殺者数の推移



〔厚生労働省の自殺統計より〕

# 基本施策15 健康の保持増進に関する支援

男女がそれぞれ主体的に、生涯を通じて心身の健康の維持や増進、管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、情報提供などを行います。

#### (具体的な取組)

取組内容	担当課
健康に関する各種講座、公民館大学等社会教育講座、生活習慣病予防講座、健康づくり教 室などを開催し、健康に関する啓発に努めます。	男女共同参画推進課 生涯学習課 健康対策課 人権政策課
メンタルヘルス研修を開催します。また関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供 等を行います。	男女共同参画推進課 職員課 人権政策課
自死予防研修を開催するなど、こころの健康に関する啓発を行います。	健康対策課
健康保持、体力増進のための各種スポーツ教室・講習会やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興に努めます。	スポーツ振興課

# 基本施策16 妊娠・出産に関わる健康支援

女性の妊娠や出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てていけるように支援していく取組の充実に努めます。また、妊娠・出産などに関わる健康保持や自己決定意識についての学習機会の提供に努めます。

取組内容	担当課
各種妊娠健康診査に助成を行い、健診率向上に努めます。	健康対策課
マタニティースクールを開催し、妊婦とその家族に対して妊娠・育児指導を行います。	健康対策課
女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診の重要性を啓発し、休日セットがん検診等に より受診率向上を図ります。	健康対策課
不妊治療に要した経費の一部を助成します。	健康対策課
成人式において、新成人に子宮がんや性感染症等の予防啓発チラシを配布します。	健康対策課
妊娠・出産に関する女性の健康支援について考える各種講座を開催するとともに、関係機関が主催する研修会等に参加します。また、妊娠・出産、性などに関する体と健康については、本人に選択・決定する権利があることについて啓発を行います。	男女共同参画推進課 子育て支援課

# 基本施策17 学校教育における健康学習

子どもたちが、命や体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つことができるような学習や相談体制の充実に努めます。また学校給食を通して食育の推進を図ります。

取組内容	担当課
学校において、命と体を大切にする観点での健康教育(性教育を含む)の充実を図ります。またそれらの教育活動を公開することにより、健康や性教育に関する市民の関心を高めると同時に、よりよい教育体制をつくります。	学校教育課
子どもたちが学校で、生活習慣病、性感染症等の病気予防や薬物乱用防止に関する理解を 深める学習や取組を行います。	学校教育課
心の教室相談員、スクールカウンセラー等を活用し、子どもたちの心の健康についての相 談体制の充実を図ります。	学校教育課
栄養教諭・学校栄養職員が給食時間や授業時間に出向き、子どもたちに学校給食を通した 食に関する指導を行います。また、保護者に対しては、試食会での講話等を通して食育に ついての啓発を行います。	学校給食課

# 基本テーマⅢ あらゆる分野における男女共同参画の推進

# 重点目標1 家庭における男女共同参画の推進

## 〔現状と課題〕

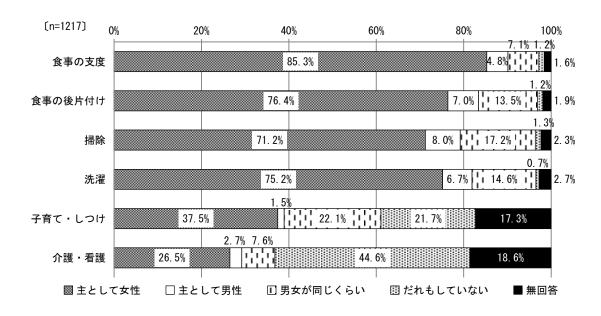
「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識は、それぞれの人が自分らしく生きること、また女性が社会進出していくことを妨げることがあります。家庭生活においては、家族一人ひとりが家事・育児・介護といった家庭の責任を共に担うことが大切です。

「意識調査」の結果によると、家事や育児、介護といった家庭での役割はいずれも「主として女性」が担っているという傾向があります。育児については他の家庭での役割と比べると「男女が同じくらい」しているという割合が大きくなっていますが、一方で育児休業制度の利用の有無について、子どものいる 20~40 歳代の男女で育児休業制度を利用した人の割合は男性が 7.5%、女性が 44.2%で、男性は女性ほど育児休業制度を利用しておらず、利用しなかった理由として「配偶者が保育をしてくれた」というのが最も多くなっています。

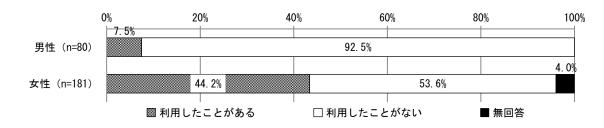
性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに多様な生き方を尊重し合い、協力して家庭生活を維持していくことができるよう、男女共同参画の意識を 高めるための環境づくりが必要です。

また、ライフスタイルの変化に伴って、保育サービスや子育て支援のニーズはますます 多様化していますが、男女誰もが、働きながら安心して子どもを産み育てていけるよう、 子育て家庭の負担軽減も図りながら、行政のみならず、地域や社会全体で子育てを支えて いけるような体制づくりが必要です。

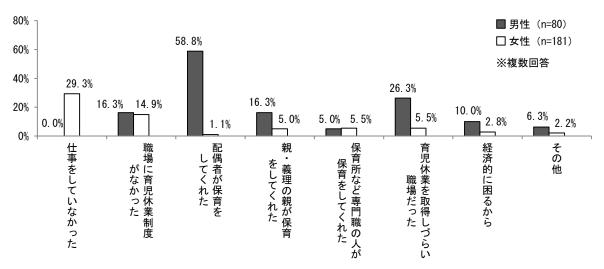
#### ●家庭での役割分担



#### ●子どものいる 20~40 歳代の男女の育児休業制度の利用の有無



## ●子どものいる 20~40 歳代の男女が育児休業制度を利用しなかった理由



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策18 家事・育児への男性の参画推進

男性が積極的に、家事や育児を担うことができるように学習機会を提供するとともに、 男女が協力して、家庭生活における責任を果たすことができるように啓発を行います。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
公民館等で、男性が参加できる「男の料理教室」、「親子料理教室」などを開催します。	生涯学習課
マタニティースクールに男性の参加を促し、父親にもおむつ交換や沐浴等の育児体験をしてもらう機会を作ります。	健康対策課
母親だけでなく、父親も子どもの誕生や育ちに関心をもつことができるよう、妊娠届出時には母子健康手帳と併せて、父親用の記録帳(おとうさんのメモリーノート)も作成、交付します。	健康対策課
男性の家事・育児参画に関する講座等を開催します。また、関係機関が主催する研修会等への参加促進、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

# 基本施策19 子育て支援、保育サービスの充実

未来を担う子どもたちがすくすくと健やかに、個性豊かに育っていけるように、市や保護者、地域、事業者、関係団体等が連携して、子育てに関する相談や各種保育サービスをはじめとする様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

取組内容	担当課
各種子育て教室や乳幼児相談を開催し、乳幼児の保健指導、育児相談を行います。	健康対策課
乳幼児のいる家庭に保健師等が家庭訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談を受けます。	健康対策課
地域子育て支援センターを運営し、子育て相談、講習会、情報交換等を行います。また子育てサークルの活動を支援します。	こども相談課
ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会 員になり、地域で育児を助け合う体制をつくります。	子育て支援課
保育所等での延長保育、休日保育等の拡充に努めます。	子育て支援課
全小学校でなかよし学級を運営し、利用者の意見や要望に応えるため、民間施設も含めた、設備や体制等環境の整備に努めます。	子育て支援課
乳幼児のいる家庭を対象に子育て・親育ち講座を開催します。	子育て支援課

# 基本テーマⅢ あらゆる分野における男女共同参画の推進

# 重点目標2 職場における男女共同参画の推進

#### 〔現状と課題〕

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済分野における女性の活躍への期待は大きくなっています。それと同時に、一人ひとりがやりがいや充実感をもって働きながら、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方ができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス\*を実現していくことが求められています。

「意識調査」において、職場の現状について尋ねた結果からは、「有給休暇の制度が不備である」とか、「育児・介護休業制度の取得が難しい」といった回答が2割から3割を占めていたり、「待遇に男女差がある」、「管理職は男性が多い」といった回答も多く見られることから、働く男女のために改善の余地がまだまだあることがうかがえました。

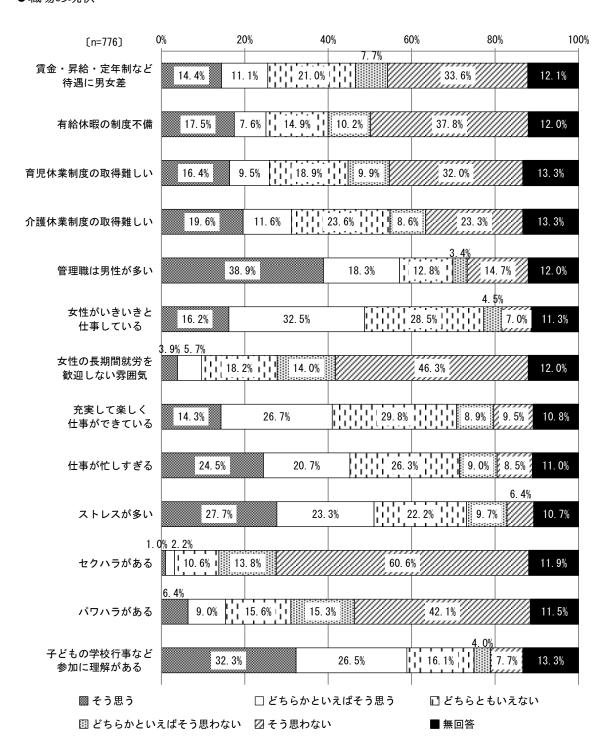
誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる社会を 実現するためには、従来の男性中心の働き方や長時間労働等の見直しなど、社会全体での 意識改革を促すなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進することが必 要です。

また、育児・介護休業等の制度は整ってきたものの、十分な制度の利用は増加していない状況があることから、安心してそれらの制度を利用でき、柔軟に対応できる職場の環境づくりが求められます。

さらに、農林水産業や商業等、自営業における女性の参画、地位向上に関する問題や、 結婚・出産等で離職した女性の再就職や起業など、働く女性に関する問題はまだ多く存在 していることから、女性が個性と能力を十分に生かして、いきいきと活躍できるような社 会の実現が望まれます。

**※ワーク・ライフ・バランス**:「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## ●職場の現状



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

# 基本施策20 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

仕事・家庭生活・自分自身のための活動のバランスを図ることにより、多様な生き方を 選択し、それを実現することができるように意識の醸成や環境づくりを推進します。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス <sup>*</sup> に関する講座等を開催します。また、関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	男女共同参画推進課人権政策課
市内の企業・事業所、また市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓 発を図ります。	人権政策課 男女共同参画推進課 職員課
鳥取労働局やその他関係機関と連携し、労働に関する相談会等の周知、情報提供等を行います。	経済戦略課男女共同参画推進課

## 基本施策21 男性の育児休業取得促進

男性が積極的に子育てに関われるよう、子育てに対する責任と参画への必要性についての理解を促進し、意識を高めていくための学習機会の提供や啓発を行います。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
育児・介護休業法や育児休業取得促進に関するリーフレット等の設置や情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課
男性の育児休業取得に関する各種助成制度(国・県事業)の周知・啓発を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課
育児休業を取得した男性を講師とした講座等の開催や関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
市男性職員の育児休業取得率の向上を目指し、対象職員および所属長に対し働きかけを行うとともに、庁内育児啓発紙の発行等により啓発を行います。	職員課

**※ワーク・ライフ・バランス**:30ページ参照

# 基本施策22 女性の経営参画推進及び起業・再就職支援

農業や商業などの自営業における女性の経営への参画を推進します。また、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できるように、起業や再就職に対する学習機会の提供などの支援を行います。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
農家の家族経営協定 <sup>※</sup> に関する情報提供を行い、県や関係機関と連携して、締結の促進を 図ります。	農林課
農産物等の加工・直売活動をしている女性グループ等に対して活動支援を行います。	農林課
商業等の自営業者にも男女共同参画の推進について、チラシによる啓発、情報提供等を行います。	経済戦略課
講座等を開催するなどにより、女性の起業や再就職を支援します。	男女共同参画推進課
女性の起業、再就職、職業訓練、人材育成等に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課

**※家族経営協定:**家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業 経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基 づき、取り決めるもの。

33

# 基本テーマⅢ あらゆる分野における男女共同参画の推進

## 重点目標3 地域における男女共同参画の推進

## 〔現状と課題〕

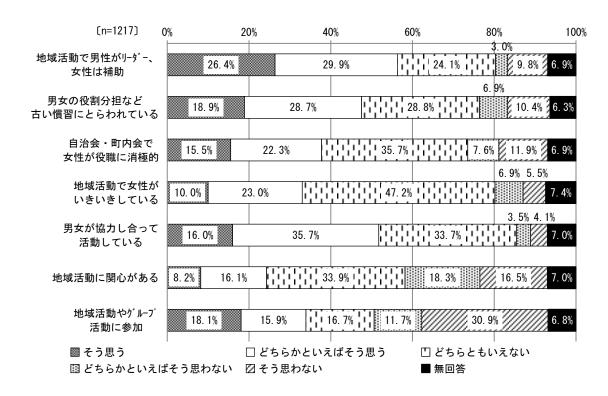
現在、地域においては、少子高齢化、人口減少の進行、単身世帯の増加、人間関係の希 薄化など課題も多様化しています。また、地域活動では、意思決定などの指導的な立場で は男性が占めていることが多い現状があります。

「意識調査」においても、地域の現状について、「男女が協力し合って活動している」という回答が半数を占めていたものの、男女の役割分担は古い慣習やしきたりにとらわれていたり、会長などのリーダーは男性が多いなどという回答も多く、地域社会においては、依然として「男性主導」など性別にとらわれた役割分担から抜け出せていないことが問題となっていることがうかがえます。

こうした状況の中で、日常的に関わりを持つ人々がいるという点で、市民にとって最も 重要な暮らしの場である地域社会を、誰もが住みやすいまちとしていくためには、男女が 積極的に地域活動に関わり、多様な視点で意見を出し合って、自分たちの手でよりよい地 域社会をつくっていくことが重要です。それとともに、それぞれの立場で、様々な形で地 域活動に参画できる環境づくりをする必要があります。そうした活動のために、地域社会 において性別による固定的な役割分担意識や慣行が存在しているならば、それを見直し改 善していくことが求められます。

また、防災分野においては、災害対応、避難所運営等において女性のニーズが反映され にくいことなどが明らかとなり、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性、重要性 がますます認識されるようになっています。様々な防災の取組について、施策等に女性の 参画を促進するとともに、子どもや高齢者、障がいのある人など幅広い視点を反映する体 制づくりをしていくことが必要です。

#### ●地域の現状



[平成28年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

## 基本施策23 地域活動・まちづくり等における参画

地域活動の場において、多くの人が協働し、様々な視点や意見を反映させることができるよう、性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を醸成します。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市自治連合会と連携・協力し、地域のまちづくりの推進に取り組むとともに、自治会加入率を高めるための啓発を行います。	地域振興課
地域の多くの人が様々なまちづくり活動に積極的に取り組めるように、まちづくりに取り 組むための活動経費の一部を助成します。	地域振興課
環境問題など社会問題の解決に向けた地域活動に、男女が参加・協力して、環境問題に関する啓発、情報発信を行います。	環境政策課 クリーン推進課
子どもたちが、地域社会や環境問題などについて学ぶ学習活動の場を提供します。	環境政策課

# 基本施策24 防災・復興分野における参画

地域防災計画や防災に関する施策等に、女性をはじめ様々な人々の意見などが反映されるよう、防災会議や防災組織等への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

## (具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市地域防災計画、避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込みます。	防災安全課
地区の自主防災組織を育成・支援し、女性の積極的な参画を促進します。	防災安全課
消防団への女性の参加を促進し、その活動を支援します。	防災安全課
女性、乳幼児、高齢者等様々な視点での必要な物資を備蓄します。	防災安全課
防災分野への女性の参画の必要性を広く啓発するとともに、関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	防災安全課 男女共同参画推進課

# 第3次米子市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧

本計画の実施による効果を確認するための指標として、数値目標を設定します。

数値については、平成28年度に実施した「米子市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、および「米子市総合計画」の中の本計画に関連する項目についての数値(指標、現状値、目標値、目標年度)等をもとにしています。目標数値は計画期間中に達成を目指す最低限の数値であり、実情に応じて見直しを行います。

ただし、男女共同参画社会の実現度は数値のみで評価できるものではありません。それを踏まえた上で、この数値目標は施策を推進するための参考とするものです。

指 標	計画策定時 (平成28年度)	目 標 (平成34年度)	データの出典元		
基本テーマ I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づく	J				
社会的慣習・しきたりは「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく、 「どちらともいえない」と思う人の割合	26.9%	50.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
米子市男女共同参画センター"かぷりあ"を知っている人の割 合	29.1%	50.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
国際理解講座等への参加者数	3,401人	<b>3,610人</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
学校教育の場は「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく、「どち らともいえない」と思う人の割合	73.3%	80.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
米子市女性人材バンクの登録者数	46人	50人	男女共同参画推進課		
審議会等委員に占める女性の割合	審議会等委員に占める女性の割合 30.1% 40.0%				
基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり					
介護支援ボランティア登録者数	89人	<b>110人</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
認知症サポーター養成講座の受講者数	14,637人	<b>22,900人</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
DVに対してどこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	男性 45.3% 女性 31.6%		男女共同参画に関する 市民意識調査		
たとえ夫婦であっても手をあげることは許されないと思う人の 割合	男性 64.2% 女性 76.2%	男女とも 80.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
特定健康診査の受診率	28.8%	<b>60.0%</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
乳がん検診の受診率	32.2%	<b>50.0%</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
基本テーマⅢ あらゆる分野における男女共同参画の推進					
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考えに否定的な 人の割合	男性 40.5% 女性 46.6%	男女とも 60.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
家庭内での役割分担について満足している人の割合	男性 67.9% 女性 49.9%		男女共同参画に関する 市民意識調査		
認定こども園・保育所などの受入れ人数	2,168人	<b>2,233人</b> (平成32年度)	米子市総合計画		
ワーク・ライフ・バランスについて知っている人の割合	62.0%	80.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
地域活動やグループ活動(自治会、PTA、趣味の教室等)に 参加している人の割合	34.0%	60.0%	男女共同参画に関する 市民意識調査		
自主防災組織の結成率	57.0%	<b>64.0%</b> (平成32年度)	米子市総合計画		

# 関係法令

- ○男女共同参画社会基本法
- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ○米子市男女共同参画推進条例

## 男女共同参画社会基本法(抄)

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた 様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつ つ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必 要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要 課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進 を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会 の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進す るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女 共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並 びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らか にするとともに、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に 推進することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る 男女間の格差を改善するため必要な範囲内に おいて、男女のいずれか一方に対し、当該機会

を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として 能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成 する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子 の養育、家族の介護その他の家庭生活における 活動について家族の一員としての役割を円滑に果 たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができ るようにすることを旨として、行われなければならな い。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の 区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めな ければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明ら かにした文書を作成し、これを国会に提出しなけ ればならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関 する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画 を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

## (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女共同

- 参画社会の形成の促進に関する施策についての 基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項 について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的 に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策 定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画 社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよ う適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

## (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の策定に必要な調査研究を推進する ように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際

的協調の下に促進するため、外国政府又は国際 機関との情報の交換その他男女共同参画社会の 形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を 図るために必要な措置を講ずるように努めるものと する。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二十一条~第二十八条(略)

附 則(略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)

(平成27年9月4日法律第64号)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業 生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能 力を十分に発揮して職業生活において活躍するこ と(以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参 画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号)の 基本理念にのっとり、女性の職業生活における活 躍の推進について、その基本原則を定め、並びに 国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかに するとともに、基本方針及び事業主の行動計画の 策定、女性の職業生活における活躍を推進するた めの支援措置等について定めることにより、女性の 職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進 し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少 子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あ る社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たって は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留 意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の青務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生 活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働 者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用 環境の整備その他の女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努める とともに、国又は地方公共団体が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策に協 力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的 かつ一体的に実施するため、女性の職業生活に おける活躍の推進に関する基本方針(以下「基本 方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関す る基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な 事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために 必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活 における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなけ ればならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する施策についての計画(以下 この条において「都道府県推進計画」という。)を定 めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は 市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

# 第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事 項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計

- 画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の内容及びその実施時 期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行 動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生 労働省令で定めるところにより、採用した労働者に 占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数 の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働 者に占める女性労働者の割合その他のその事業 における女性の職業生活における活躍に関する 状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推 進するために改善すべき事情について分析した上 で、その結果を勘案して、これを定めなければなら ない。この場合において、前項第二号の目標につ いては、採用する労働者に占める女性労働者の割 合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、 労働時間、管理的地位にある労働者に占める女 性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に 定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行 動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省 令で定めるところにより、これを公表しなければな らない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項 の規定による届出をした一般事業主からの申請に 基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の 状況が優良なものであることその他の厚生労働省 令で定める基準に適合するものである旨の認定を 行うことができる。

## (認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び 第二十条第一項において「認定一般事業主」とい う。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品 又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは 通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項に おいて「商品等」という。)に厚生労働大臣の定め る表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品 等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付し てはならない。

## (認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次 の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認 定を取り消すことができる。
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと 認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。(委託募集の特例等)
- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」 とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定める ところにより、募集時期、募集人員、募集地域その 他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令 で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければな らない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の 規定による届出があった場合について、同法第五 条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十 九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四 十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに 第五十一条の二の規定は前項の規定による届出 をして労働者の募集に従事する者について、同法 第四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与に ついて、同法第五十条第三項及び第四項の規定 はこの項において準用する同条第二項に規定す る職権を行う場合について、それぞれ準用する。こ の場合において、同法第三十七条第二項中「労働 者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職 業生活における活躍の推進に関する法律第十二 条第四項の規定による届出をして労働者の募集に 従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中 「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期 間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条 の二の規定の適用については、同法第三十六条 第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者を して労働者の募集に従事させようとする者がその 被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十 二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」 とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進

- に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特 定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、 事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主 行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組に関する計 画をいう。以下この条において同じ。)を定めなけ ればならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の内容及びその実施時 期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合にお

- いて、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ ばならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主 行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな ければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取 組を実施するともに、特定事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければならな い。

## 第四節 女性の職業選択に資する情報の公 表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進 するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、前項の措置と相まって、職業生 活を営み、又は営もうとする女性及びその家族そ の他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介 その他の情報の提供、助言その他の必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由な く、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな らない。

#### (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般 事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施 策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業 生活における活躍の推進について、国民の関心と 理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要 な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取 組に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの とする。

#### (協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女 性の職業生活における活躍の推進に関する事務

- 及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下 この項において「関係機関等」という。)が相互の連 絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍 の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連 携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議 会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。

#### (協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定 める。

#### 第五章 雑則(略)

## 第六章 罰則(略)

附 則(略)

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律(抄)

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法 の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実 現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも 含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者 の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、 配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、 経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力 を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現 の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法 律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不 法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすも のをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害 な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条 の二において「身体に対する暴力等」と総称する。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受け た後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとす る。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)
- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 を防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務 大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関 する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項 及び第三項において「基本方針」という。)を定めな ければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の 市町村基本計画の指針となるべきものを定めるもの とする。
  - 一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協 議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

#### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計 画(以下この条において「都道府県基本計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
  - 一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必 要な助言その他の援助を行うよう努めなければなら ない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果 たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター としての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一被害者に関する各般の問題について、相談に 応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機 関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的 又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う こと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度 の利用等について、情報の提供、助言、関係機 関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用につい て、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そ の他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。 (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪 の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと解 釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に 関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応 じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶 者暴力相談支援センターが行う業務の内容につい て説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受け ることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が 行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九 年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二 十三年法律第百三十六号) その他の法令の定める ところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の 配偶者からの暴力による被害の発生を防止するた めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につ いては、方面本部長。第十五条第三項において同 じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けて いる者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関 その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対 し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下こ の章において同じ。)を受けた者に限る。以下この 章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する 暴力を受けた者である場合にあっては配偶者から の更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対 する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はそ の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者 であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。 第十二条第一項第二号において同じ。)により、配 偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である 場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴 力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場 合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)に より、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそ

れが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被 害者と共に生活の本拠としている住居から退去す ること及び当該住居の付近をはいかいしてはなら ないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過 する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げ るいずれの行為もしてはならないことを命ずるものと する。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項 を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送 信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午 前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置 を用いて送信し、又は電子メールを送信するこ と。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪 の情を催させるような物を送付し、又はその知り得 る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくは その知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を 害する文書、図画その他の物を送付し、若しくは その知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ の成年に達しない子(以下この項及び次項並びに 第十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を 連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他 の事情があることから被害者がその同居している子 に関して配偶者と面会することを余儀なくされること を防止するため必要があると認めるときは、第一項 第一号の規定による命令を発する裁判所又は発し た裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は 身体に危害が加えられることを防止するため、当該 配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の 規定による命令の効力が生じた日から起算して六月 を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者 と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この 項において同じ。)、就学する学校その他の場所に おいて当該子の身辺につきまとい、又は当該子の 住居、就学する学校その他その通常所在する場所 の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの とする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被 害者の親族その他被害者と社会生活において密接 な関係を有する者(被害者と同居している子及び配 偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第四号において「親族等」と いう。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言 動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認め るときは、第一項第一号の規定による命令を発する 裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、 その生命又は身体に危害が加えられることを防止 するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日 から起算して六月を経過する日までの間、当該親族 等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場 所において当該親族等の身辺につきまとい、又は 当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず るものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意

(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人 である場合にあっては、その法定代理人の同意)が ある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がない とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管 轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による 命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲 げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配 偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配 偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又 は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと 認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措 置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、

申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる 事項についての申立人の供述を記載した書面で公 証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八 条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなけれ ばならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これを 発することができない。ただし、その期日を経ること により保護命令の申立ての目的を達することができ ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の 配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の 長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しく は保護を求められた職員に対し、同項の規定により 書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求め ることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を 経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せ ば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相 手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日にお ける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やか にその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を 管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知す るものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者 暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立 書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから ニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書 記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその 内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴

力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消 しの原因となることが明らかな事情があることにつき 疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てに より、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまで の間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。 事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、 この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条 第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し 立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に ついて準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当

該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経 過した後において、これらの命令を受けた者が申し 立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者 に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定により当 該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理 由となった身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命 令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶 者と共に生活の本拠としている住居から転居しようと する被害者がその責めに帰することのできない事 由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から 起算して二月を経過する日までに当該住居からの 転居を完了することができないことその他の同号の 規定による命令を再度発する必要があると認めるべ き事情があるときに限り、当該命令を発するものとす る。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者 の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、 当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定 の適用については、同条第一項各号列記以外の部 分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号 及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」 とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに 第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同 項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは 「同項第一号及び第二号に掲げる事項」とあるのは 「同項第一号及び第二号に掲げる事項がでに第十 八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反 しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号) の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令 に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規 則で定める。

## 第五章 雑則(略)

## 第六章 罰則(略)

附則(略)

## 米子市男女共同参画推進条例

平成22年3月26日条例第7号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 基本的施策(第10条-第18条)

第3章 米子市男女共同参画推進審議会(第 19 条 - 第 24 条)

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下の平等をうたう 日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなけれ ばならない。

こうした認識の下、我が国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)等の関係法令の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされてきた。

米子市においても、人権尊重都市宣言を行うとともに、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成17年米子市条例第6号)を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進する中で、男女共同参画についても、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、様々な形態の暴力による人権侵害、 また、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会通念、慣習等は依然として根強く残っており、男 女共に人権が尊重される社会の実現には、いまだに 多くの問題が存在する。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報 化、国際化、経済・産業構造の変化など、社会状況が 著しく変化してきている今日では、すべての女性と男 性が、多様な生き方を主体的に選択し、生きる喜びを 享受することができる社会の形成がなお一層重要な課 題となっている。

このような状況の中で、私たちは、男女がそれぞれ 個性と能力を育み、これを発揮することができ、共に喜 び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現 するために更なる努力をしなければならない。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者等が協働して、すべての人が一人のかけがえのない人間として 尊重され、希望と誇りを持って充実した生活を送ること ができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意 し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を 積極的に提供することをいう。
  - (3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手 方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する 相手方の対応によってその相手方に不利益を与 えることをいう。
  - (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親 密な関係にある者(親密な関係であった者を含む。)から受ける身体的、精神的、経済的又は性 的な暴力をいう。
  - (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
  - (6) 事業者等 市内において事業活動(非営利のものを含む。)を行う法人その他の団体及び個人をいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接 にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを 受けないこと。
  - (2) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する 健康と権利を認め合うこと。
  - (3) 男女が、性別にかかわりなく多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
  - (4) 社会における活動の選択に対して、性別による 固定的な役割分担意識を反映した社会における 制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮

すること。

- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に 共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条各号に定める男女共同参画の推進 についての基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、並びに国際社会及び国内の情勢を踏まえ、 男女共同参画社会の実現の促進に関する施策(積 極的改善措置に関するものを含む。以下同じ。)を 策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施 策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、 事業者等並びに国及び他の地方公共団体と協働して取り組むよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、自ら進んで、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現の 促進に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

#### (事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (教育の場における男女共同参画の推進)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、いかなる場においても、セクシャル・ハラス

メントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他性別に 起因する暴力行為を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報についての配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を助長する表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(米子市男女共同参画推進計画)

- 第10条 市は、男女共同参画社会基本法第14条第3 項の規定に基づき、市の区域における男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策についての基本 的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を 定めるものとする。
- 2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるに当たっては、第 19 条第1項に規定する米子市男女共同参画推進審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について進用する。

#### (施策の実施状況の公表)

第 11 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の実現の 促進に関する施策の実施状況を公表しなければな らない。

## (調査研究)

- 第12条 市は、男女共同参画社会の実現の促進のために必要な調査研究を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による調査研究の結果を公表するものとする。

#### (普及啓発)

第13条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の実現の促進に関する理解を深めるために必要な広報その他の普及啓発を行うものとする。

#### (推進体制の整備)

- 第14条 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、市民及び市民により組織された団体による男女共同参画社会の実現の促進に関する取組を支援する活動拠点の整備に努めなければならない。

#### (委員会等の委員の構成)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第1項の規定により市に置く委員会の委員及 び同項の委員の任命若しくは選任又は同条第3項 の規定により市の執行機関に置く附属機関の委員の任命若しくは委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が、当該機関の委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(施策の立案及び決定への共同参画)

第16条 前条に規定するもののほか、市は、市の施策 の立案及び決定に当たっては、男女が共同して参 画する機会を確保するよう努めなければならない。

(相談及び苦情への対応)

- 第 17 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男 女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵 害に関し、市民及び事業者等から相談の申出があ った場合には、関係機関と連携し、適切に対応する よう努めなければならない。
- 2 市は、市が実施する施策について、市民及び事業 者等から男女共同参画の推進又は男女共同参画社 会の実現の促進に影響を及ぼすと認められる旨の 苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、 適切に対応するよう努めなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第2項の苦情について対応したときは、当 該苦情の内容及び当該苦情への対応の内容を公 表するものとする。

(市民及び事業者等への支援)

- 第 18 条 市は、市民及び事業者等による男女共同参 画社会の実現の促進に関する活動に対し、情報の 提供、学習の機会の提供その他の必要な支援を行 うものとする。
- 2 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、 地域等における活動とを両立して行うことができるよ う必要な支援を行うものとする。

# 第3章 米子市男女共同参画推進審議会 (設置等)

- 第19条 市における男女共同参画社会の実現の促進 に関する施策の推進に関する事項を調査審議する ため、米子市男女共同参画推進審議会(以下「審議 会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を 調査審議する。
  - (1) 男女共同参画推進計画に関する事項
  - (2) 第17条第2項の苦情への対応に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項
- 3 前項に定めるもののほか、審議会は、男女共同参 画社会の実現の促進に関する施策の実施について、 市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

- 第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 公募により選任された者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 審議会における第 15 条の規定の適用については、 同条中「とならないよう努めなければならない」とあ るのは、「であってはならない」とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第21条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員 の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長 が招集し、会長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての 会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会 議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同 数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に 加わることができない。

(部会)

- 第23条 審議会の審議すべき事項について個別に検 討させるため、会長が必要があると認めるときは、審 議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員7人以内で構成する
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の 互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検 討の経過及び結果を審議会に報告しなければなら ない。
- 5 前条(第2項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (検討)
- 2 市長は、平成 24 年度末を目途として、この条例の 規定及びその規定に基づく施策の実施状況につい て検討を加え、その結果に基づいて必要な見直し を行うものとする。

(男女共同参画推進計画に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている米子市男 女共同参画推進計画は、第 10 条第1項の規定によ り策定された男女共同参画推進計画とみなす。
- (米子市男女共同参画推進審議会条例の廃止)
- 4 米子市男女共同参画推進審議会条例(平成17年3月米子市条例第195号)は、廃止する。
- (米子市男女共同参画推進審議会に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の米子市男女共同参画推進審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第20条第2項の規定により米子市男女共同参画推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

# 第3次米子市男女共同参画推進計画

平成30(2018)年度~34(2022)年度

平成30(2018)年3月発行

編集·発行 米子市総合政策部男女共同参画推進課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 TEL:0859-23-5419 FAX:0859-23-5392

E-mail: danjyo@city.yonago.lg.jp

※平成30年4月1日付の組織機構改正による部名を記載しています。